

議第 84 号

下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 6 月 5 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 51 号）により、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）別表第 4 イ公安職俸給表（一）が改定されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額が改正されたことにより、当該条例の一部を改正するもの。

また、民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）により法定利率が改定されたことに伴い、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率について、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

下呂市消防団員等公務災害補償条例（平成16年下呂市条例第151号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（補償基礎額）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>（1） 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日（以下「<u>事故発生日</u>」という。）において、当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて、別表に定める額とする。</p> <p>（2） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その</p>	<p style="text-align: center;">（補償基礎額）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>（1） 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて、別表に定める額とする。</p> <p>（2） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、<u>8,800円</u>とする。ただし、その</p>

改正後	改正前
<p>額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内において、これを増額した額とすることができる。</p>	<p>額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内において、これを増額した額とすることができる。</p>
<p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p>	<p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の<u>死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日</u>において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p>
<p>(1)～(6) (略)</p>	<p>(1)～(6) (略)</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>附 則 (障害補償年金前払一時金)</p>	<p>附 則 (障害補償年金前払一時金)</p>
<p>第3条の4 (略)</p>	<p>第3条の4 (略)</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給す</p>	<p>5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給す</p>

改正後	改正前
<p>べき事由が生じた日の属する月の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該障害補償年金前払一時金が生じた月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、<u>事故発生日における法定利率</u>に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p> <p>6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に<u>事故発生日における法定利率</u>に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じ</p>	<p>べき事由が生じた日の属する月の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該障害補償年金前払一時金が生じた月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、<u>100分の5</u>に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p> <p>6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に<u>100分の5</u>に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加え</p>

改正後	改正前
<p>て得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。</p>	<p>た数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。</p>
<p>(遺族補償年金前払一時金)</p>	<p>(遺族補償年金前払一時金)</p>
<p>第4条 (略)</p>	<p>第4条 (略)</p>
<p>2～6 (略)</p>	<p>2～6 (略)</p>
<p>7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月(次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの(以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。))が第1項の申出を行った場合にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ、次条第2項の表の右欄に掲げる年齢(以下この項において「支給停止解除年齢」という。)に達する月の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。</p>	<p>7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月(次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの(以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。))が第1項の申出を行った場合にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ、次条第2項の表の右欄に掲げる年齢(以下この項において「支給停止解除年齢」という。)に達する月の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給</p>	<p>(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給</p>

改正後	改正前				
<p>期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、<u>事故発生日における法定利率</u>に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p> <p>8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に<u>事故発生日における法定利率</u>に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。</p> <p>9 （略）</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p>補償基礎額</p> <table border="1" data-bbox="204 1973 743 2029"> <tr> <td data-bbox="204 1973 363 2029">階級</td> <td data-bbox="363 1973 743 2029">勤続年数</td> </tr> </table>	階級	勤続年数	<p>期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、<u>100分の5</u>に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p> <p>8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に<u>100分の5</u>に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。</p> <p>9 （略）</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p>補償基礎額</p> <table border="1" data-bbox="852 1973 1391 2029"> <tr> <td data-bbox="852 1973 1011 2029">階級</td> <td data-bbox="1011 1973 1391 2029">勤続年数</td> </tr> </table>	階級	勤続年数
階級	勤続年数				
階級	勤続年数				

改正後					改正前				
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	
団長及び副団長	12,440 円	13,320 円	14,200 円		団長及び副団長	12,400 円	13,300 円	14,200 円	
分団長及び副分団長	10,670 円	11,550 円	12,440 円		分団長及び副分団長	10,600 円	11,500 円	12,400 円	
部長、班長及び団員	8,900 円	9,790円	10,670 円		部長、班長及び団員	8,800 円	9,700円	10,600 円	
備考					備考				
1 事故発生日に当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。					1 死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日に当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。				
2 (略)					2 (略)				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の下呂市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、令和2年4月1日以後に支給すべき事由の生じた下呂市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害

補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

【参考資料】

下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 要綱

1. 改正理由

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 51 号）により、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）別表第 4 イ公安職俸給表（一）が改定されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額が改正されたことにより、当該条例の一部を改正するものです。

また、民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）により法定利率が改定されたことに伴い、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率について、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

（1）補償基礎額の改定

階級	勤務年数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び副団長	12,440(12,400)	13,320(13,300)	14,200
分団長及び副分団長	10,670(10,600)	11,550(11,500)	12,440(12,400)
部長、班長及び団員	8,900(8,800)	9,790(9,700)	10,670(10,600)

（ ）内書は現行の補償基礎額

非常勤消防団員における損害補償の補償基礎額を改正、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を 8,800 円から 8,900 円に引き上げます。

（第 5 条、別表関係）

（2）法定利率の改正

障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停

止期間等の予算に用いる利率を「百分の五」から「事故発生日における法定利率」に改めます。

(附則第3条の4、第4条関係)

(3) この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用します。

(附則関係)